

議案第7号

二宮町国民健康保険財政調整基金条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月27日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

平成30年度の制度改革により、基金設置の目的を変更する必要性が生じたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険財政調整基金条例（昭和63年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保険給付その他」を「国民健康保険事業費納付金等の」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 二宮町国民健康保険事業における<u>国民健康保険事業費納付金等の財源</u>に不足を生じたときの財源を積み立てるため、二宮町国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 二宮町国民健康保険事業における<u>保険給付その他財源</u>に不足を生じたときの財源を積み立てるため、二宮町国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>